

申請者・耐震相談士の皆様へ 「木造住宅耐震改修工事の申請にあたっての注意事項」

(2026. 5)

※申請は、建築工事の専門知識のある耐震相談士に委任されると円滑に進むと思われま

A 申請者について

- ・ 補助金の交付を受けるものは住宅所有者でなければなりません。
- ・ 所有者以外の場合はその事情を説明する文書を作成してください。住宅所有者ではないが、同居する家族が申請する場合は住民票の写し等を添付してください。この場合は、事前に市に相談してください。
- ・ 平成18年度から、別途の手続きを行えば、一定要件を満たす耐震改修に要した費用の一部を所得税額から一部控除できますが、当該所得税額控除申請と住宅耐震改修工事実施計画書の申請者は同じとしてください。

B 補助対象について

- ・ 増築ありの場合、
 - ①昭和56年5月31日以前に増築されたものは、構造が別棟かどうかによらず、既存部分及び増築部分ともに対象となります。
 - ②昭和56年6月1日以降に構造上同一棟の増築がされたものは、既存部分及び増築部分ともに対象外となります。
 - ③昭和56年6月1日～平成17年5月31日の間に構造上別棟の増築がされたものは、既存部分のみ対象となります。
 - ④平成17年6月1日以降に構造上別棟の増築がされたものは、一部を除き、既存部分及び増築部分ともに対象外となります。
- ・ 空き家は原則、対象外です。ただし、耐震改修工事後に居住することが確実に見込まれるものについては対象となります。
- ・ 離れは単独では一戸建ての住宅とみなせないため、原則、対象外となります。ただし、利用形態(寝室の有無等)により対象となることがあるため、申請前にご相談ください。
- ・ 明らかに建築基準法違反のものは対象となりません。

C 住宅耐震改修工事実施計画書に必要な添付書類について**①耐震改修工事の内容がわかる図面**

- ・ 内訳書の数量根拠も分かるような図面としてください。
- ・ 耐震改修工事とリフォーム等対象外工事を同時に行う場合、その区分けをする、もしくは対象外工事を図面から省くなど、耐震改修工事の内容がわかるようにしてください。
- ・ 特殊なディテール(入隅部の構造用合板張りや高基礎壁補強等)を採用する場合は、一般財団法人日本建築防災協会のディテールを採用してください。
- ・ 上部構造評点1.0未満0.7以上とする工事の場合は、「家具の転倒防止対策に関する実施計画説明書」(任意様式)を添付してください。

家具固定の方法は、下記等を参考としてください。

「消防防災博物館ホームページ」⇒「住宅の耐震化及び家具等の転倒、落下防止対策」

耐震相談士には、材料費を除き、できるだけボランティアの精神で実施していただくことを依頼します。なお、家具固定等の経費は、対象外です。

②内訳書について

- ・ 施工業者の内訳書ではなく、耐震相談士が審査した内訳書としてください。
- ・ 合計は、税抜金額と税込金額がわかるようにしてください。
- ・ 工事種別ごとに出来るだけ細かい内訳とし、一式計上は極力避けてください。
- ・ リフォーム工事等の補助対象外の費用は、内訳書から省いてください。
- ・ 増築及び除却部分の補助対象外の費用は、内訳書から省いてください。
- ・ 上部構造評点0.7以上の耐震改修工事の内訳書には、設計・監理費を含むことができますが、耐震改修工事費（税抜き）で209万円を超える場合は、設計・監理費を内訳書から省いてください。
- ・ 内訳書には設計・監理費を別々に計上してください。
- ・ 劣化度の低減係数を改善する工事費用は補助対象外ですが、必ず本工事内にて実施してください。
- ・ 補助対象となる工事部分が不明な場合は、事前に市に相談してください。

③現況写真

- ・ 耐震改修部分の全ての写真（内観・外観とも）を添付してください。
- ・ 外部を改修しない場合でも2面以上の外観写真を添付してください。

④その他必要と認める書類

- ・ 耐震改修工事後の耐震結果報告書において、改修前より劣化度による低減係数を改善した場合、「低減係数を改善したことがわかる書面」（任意様式）を耐震相談士名で作成し添付してください。
- ・ 補助金具等を使用する場合、「国等の認定証明書の写し」を添付してください。
- ・ 接合部Ⅰとする場合は、N値計算結果を添付してください。

※ 増築等を伴う工事で建築確認手続きの対象となるか申請前にご確認ください。

（補足）

接合金物については、建築基準法による認定取得済みのものに加え、当該金物製作・開発会社以外の利害関係を有しない第三者機関においてその性能が確認（評価）されたものについて、認定・確認（評価）における適用範囲内で使用されるものに限り補助の対象とします。そのため、それが確認できるよう認定書の写しを必ず添付してください。なお、基礎と土台及び柱の緊結に係る金物の内、その納まりから認定金物に一部加工品を取り付けることができます。

水平力を負担する構造部材については、建築基準法による認定取得済みのもの他、建築物の耐震改修の促進に関する法律第32条の規定による耐震改修支援センターにおいて壁倍率又は壁強さ倍率の評価・確認がなされたものについて、評価・確認における適用範囲で使用されるものに限り補助の対象とします。そのため、それが確認できるよう認定書の写しを必ず添付してください。また、一般財団法人日本建築防災協会が住宅等防災技術評価制度に基づき評価を行った特殊工法についても補助対象ですが、同様に認定書の写しを必ず添付してください。

- ※ 平成24年度より「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会（通称「減災協」）による木造住宅耐震改修工法評価制度により評価された工法も補助対象となりました。上記工法を採用される場合は、認定番号及び認定書等の添付をしてください。
- ※ 接合金物については、第三者機関にて認定された範囲内の使用としてください。

D 工事について

- ・ 施工業者に工事着工前、工事中の写真、完成写真を撮っておくよう必ず指示して下さい。写真の撮り忘れがあり、工事内容が確認できない場合は補助金の交付ができない場合があります。
- ・ 写真は金物等がはっきりわかるように撮影してください。
- ・ 計画書の内容が変更となる場合や都合により中止する場合は、必ず「住宅耐震改修工事実施計画変更・中止届出書」を提出してください。
- ・ 市の中間確認を行いますので耐震相談士は立会いをお願いします。中間確認の希望日時は、1週間前までに都市計画課担当と打ち合わせしてください。

E 住宅耐震改修工事完了報告書について

- ・ 増築等を伴う工事で建築確認手続きが必要な場合は、必要な手続きを行ってください。
- ・ 建物評点1.0未満0.7以上とした工事の場合は、家具固定等の位置図（平面図に家具の位置・固定方法等を記載）及び状況写真を添付してください。
- ・ 書類審査が完了後、市の完成確認を行います。耐震相談士は立会いをお願いします。

F その他

- ・ 県外の自治体で、木造住宅の耐震改修工事に係る補助事業において、申請書通りの耐震改修工事が実施されず、適切に施工したかのように装った完了報告書が提出され、補助金の交付がなされた事例などがありました。
- ・ 当市は、今後とも、中間確認・完成確認・書類審査を行い補助金の適切な執行に努めます。耐震相談士の皆様には、この注意事項を参考に工事設計監理をお願いします。